

相続が開始した時に驚かないために！！相続時精算課税の本質を押さえましょう

相続時精算課税の基本と思わぬ落とし穴 おさえておくべき重要ポイント

相続税対策において贈与税の活用は重要です。中でも贈与税は、暦年課税と相続時精算課税があり、活用によって相続税の対応が大きく異なります。近年の制度改革に伴い、相続時精算課税制度に基礎控除ができたこともあり、今後も適用件数の大幅な増加が予想されます。

しかしながら、贈与者の相続開始時の負の側面を知らずに適用すると誤ったアドバイスになりうる危険性もあります。

本セミナーでは、税理士 武田 秀和 氏を講師にお招きし、相続時精算課税制度の見落としがちなりリスク、並びに暦年課税の取り扱いを含めて、相続時精算課税制度の“本来の姿”を解説いたします。制度を正しく理解し、顧問先に適切なアドバイスができる知識を身に付けましょう。

主な講義内容

- 資産移転時期の選択により中立的な税制
 - (1) 資産移転時期の選択に中立的とは何か
 - (2) 贈与税と相続税の関連
 - 相続時精算課税及び暦年課税の取扱いの改正
 - 相続時精算課税の知っておかなければならない取扱い
 - ・2年目に特別控除を適用するのを忘れた
 - ・贈与物件に対して小規模宅地等の特例を受けたい
 - ・6回も相続税の納税義務者になってしまった
 - ・同じ財産に相続税が2度かかってしまった
 - ・相続人でないのに、相続税を納める場合がある
 - ・相続財産を取得しないので、相続財産に加算しなかった
 - ・養子縁組を解消した場合の取扱いはどうなるか
- (※講義内容は変更になる場合がございます)

会場

**エッサム神田ホール
1号館 4階 401号室**

JR 神田駅徒歩2分 地図は受講票と共にお送りします。

講師

ただ ひでかず
武田 秀和 氏

武田秀和税理士事務所
税理士



東京国税局資料調査課、東京派遣監察官室、浅草、四谷税務署他東京国税局管内各税務署資産課税部門等に勤務

相続税・贈与税・譲渡所得を中心とした申告・相談・財産整理等資産税関係業務を中心に事業を展開されている。また北海道から沖縄まで全国で資産税関係の講演を数多くされている。主な著書『譲渡所得の基礎徹底解説』『相続税調査はどう行われるか』等

受講形式

※動画は全ての参加形式でご視聴いただけます。

- 【**来場形式**】40名様限定でご来場いただけます。
- 【**ZOOM形式**】リアルタイムでご受講いただけます。
- 【**後日動画視聴形式**】ストリーミングでご視聴いただけます。

お申込者全員に、講演内容をストリーミング形式で視聴できる動画URLを後日（開催後2週間前後）メールにてご提供いたします。レジュメは準備ができ次第ご連絡させていただきます。

受講料

エッサムファミリー会会員：**14,000**円（税込）／通常価格：**17,000**円（税込）

※動画配信のみでも受講料は同額となります。

日程

2025年**11**月**26**日（水）14:00～17:00

申込書

FAX：03-5256-7804

エッサム Web・EF 事業推進部 行

■ご事務所名		■お名前	
■電話番号	() —	■FAX 番号	() —
■エッサムファミリー会	ご入会済 / 未入会	<input type="checkbox"/> エッサムファミリー会(有料)への入会を希望します。(希望される方は○をご記入ください) 本セミナー分からファミリー会価格を適用いたします。詳細は「会計事務所の広場」で検索！	
■受講形式	来場 / ZOOM / 動画	■メールアドレス	受講票はメールにてご連絡いたします。ご記入をお願いします。

◎エッサムファミリー会費は年額12,000円（4月～3月）の会費制となっております。 <https://kaikei-hiroba.com/>

※税理士会認定研修ではございませんが、自己申請研修になる可能性がございます。詳細は所属の税理士会へお問合せ下さい。※お申し込み後、メールにて受講票・お振込み講座番号等をご通知いたします。受講料金は事前にお振込み願います。※お申込み後2営業日以上経過しても受講票が届かない場合は、Web・EF事業推進部（03-3254-8762）までお問い合わせ下さい。※いかなる場合も、入金後のご返金には応じかねます。予めご了承ください。※本セミナーは先生方の顧問先指導にお役立ていただくことを目的としております。セミナーの内容を同業士業向けのセミナーや書面等で許可なく情報提供を行うのはご遠慮ください。※ご記入いただいた個人情報は、本お申込み者様の確認および当社からのご案内に利用させていただきます。※個人情報に関する当社の方針は、Webサイト (<https://www.essam.co.jp/>) をご覧ください。